

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
文科02	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30文科01）

(評価実施府省:文部科学省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置 (-)									
措置の内容	平成28年度時点	-									
	平成29年度税制改正以後	-									
	平成30年度税制改正以後	-									
政策目的		来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。									
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	-										
要望内容	平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）の開催に伴い、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、2020年東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、関連する所得を法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講じる。										
創設年度	-	過去の政策評価の実績	-							区分	新設

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 達成目標（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）では、政策目的（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【文部科学省の補足説明】

- ①～③ 税制面で必要な措置が講じられない場合、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど、大会関係者間の課税の公平性・均一性が保たれない恐れがある。オリパラ基本方針にある国々の役目として「大会の円滑な準備及び運営の実現」とあり、また、多くの大会関係者は2年ごとに行われる大会の度に各国を転々として活動を行っており、開催国の税制に左右されずに居住地においてのみ課税されることを望んでいる。課税面での混乱がなく、大会が無事に終了することが本措置の達成目標であるため、目標値を定量的に示すことは難しい。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 税制改正要望時に提出した試算をもとに、適用件数及び適用額を記載した（評価書参照）。
なお、大会終了後の大会関係者の活動内容が未定のため、平成33年度（2021）については未定。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、平成33年度については未定」との説明では、平成33年度の適用数が明らかにされておらず、また、平成31年度及び32年度の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 税制改正要望時に提出した試算をもとに減収見込み額を記載した（評価書参照）。
なお、大会終了後の大会関係者の活動内容が未定のため、平成33年度（2021）については未定。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、平成33年度については未定」との説明では、平成33年度の減収額が明らかにされておらず、また、平成31年度及び32年度の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）に対する将來の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 現時点で将來の効果を数値化して示すことは出来ないものの、税制面で必要な措置が講じられなかった場合、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど、大会関係者等の間において、課税の公平性や均一性が確保されないこととなり、2020東京大会の円滑な準備及び運営の実現というオリパラ基本方針が遵守できなくなる恐れがあるため、本措置は達成目標の実現に十分に寄与するものである。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置						
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義)(国税 2) (法人住民税、法人事業税：義)(地方税 1)						
		② 上記以外の税目	所得税、個人住民税						
3	要望区分等の別								
4	内容								
	<p>【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】</p> <p>《現行制度の概要》</p> <p>—</p> <p>《要望の内容》</p> <p>平成 32 年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020 年東京大会」という。)の開催に伴い、国際オリンピック委員会 (IOC)、国際パラリンピック委員会 (IPC) 関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、2020 年東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、関連する所得を法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 138 条、第 141 条 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 72 条の 23 第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 4 号 								
5	担当部局								
6	評価実施時期及び分析対象期間								
7	創設年度及び改正経緯								
8	適用又は延長期間								
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成 25 年 9 月の IOC 総会において、2020 年東京大会の開催が決定された。オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待される。2020 年東京大会の円滑な開催は、スポーツ振興の観点から極めて重要である。</p> <p>・平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年六月三日法律第三十三号)</p> <p>第1条【抜粋】</p> <p>「東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることによる、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等に</p>						
10			<p>について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。」</p> <p>・2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定)</p> <p>2 (3)政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進[抜粋]</p> <p>「国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一體として確實に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」</p> <p>② 政策体系における政策目的的位置付け</p> <p>政策目標 11 スポーツの振興 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり「きずな」の強い社会の実現</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2020 年東京大会に際しては、IOC・IPC 関係者をはじめ、選手、放送関係者等多くの個人・団体(以下、「大会関係者等」)の関与・来訪が予想される。大会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その大会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。</p> <p>我が国は平成 30 年 3 月 1 日現在で、123 か国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、全ての国・地域を網羅するものではないため、ほぼ世界中の国・地域からの参加が見込まれる 2020 年東京大会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、大会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。</p> <p>税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020 年東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及びスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p> <p>大会関係者が日本で PE を有すると認定され、その大会関連活動から得る所得が PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 (単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>31 年度</th> <th>32 年度</th> <th>33 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1</td> <td>54</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33 年度については未定。</p>		31 年度	32 年度	33 年度	適用数	1
	31 年度	32 年度	33 年度						
適用数	1	54	—						

			について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。」
			・2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定)
			2 (3)政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進[抜粋]
			「国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一體として確實に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」

		<p>② 適用額</p> <p>大会関係者が日本でPEを有すると認定され、その大会関連活動から得る所得がPE帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td><td>29</td><td>2,320</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33年度については未定。</p>		31年度	32年度	33年度	適用額	29	2,320	—								
	31年度	32年度	33年度															
適用額	29	2,320	—															
		<p>③ 減収額</p> <p>大会関係者が日本でPEを有すると認定され、その大会関連活動から得る所得がPE帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>7</td><td>594</td><td>—</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>1</td><td>69</td><td>—</td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>4</td><td>296</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33年度については未定。</p>		31年度	32年度	33年度	法人税	7	594	—	法人住民税	1	69	—	法人事業税	4	296	—
	31年度	32年度	33年度															
法人税	7	594	—															
法人住民税	1	69	—															
法人事業税	4	296	—															
		<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020年東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及びスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p>																
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>国際的二重課税の排除等に伴い、大会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020年東京大会の円滑な準備及び運営に資する。</p>																
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>各国で開催された過去のオリンピック・パラリンピック競技大会においても同様の国際的二重課税の排除等の措置が講じられており、各大会を通じたオリンピック関連者間の公平性を担保するために、本要望は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>税制改正要望以外にも2020年東京大会の着実な開催に向けて、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>2020年東京大会を我が国において開催することは、単に競技力向上のみならず、広く国民・市民のスポーツへの関心を高め、地域の活性化につながるものである。</p>																
12	有識者の見解	—																
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—																

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30文科02）

(評価実施府省:文部科学省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)							
措置の内容	平成28年度時点	土地等が土地区画整理事業等により買い取られ、対価又は交換資産の取得をした場合には、その譲渡益の額の範囲内で2,000万円の特別控除ができる。							
	平成29年度税制改正以後	従前どおり							
	平成30年度税制改正以後	適用要件のうち、「確定申告書等に土地等の買取りをする者から交付を受けたその土地等の買取りがあったことを証する書類の添付があること」とする添付書類要件が、「土地等の買取りをする者から交付を受けたその土地等の買取りがあったことを証する書類を保存していること」とする書類保存要件とされた。							
政策目的		法人が重要な文化財等を譲渡した場合に係る所得の特別控除について、当該特別控除の対象となる譲渡先の対象に文化財保存活用支援団体を追加することで、文化財保存活用支援団体への文化財の譲渡を促進する。これにより、民間団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税						
関係条項		措法第65条の3							
要望内容		法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体を追加し、法人が重要な文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、2,000万円を上限に、法人税について損金算入を認める措置を講じる。 なお、措置の対象は、国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る。							
創設年度		S45	過去の政策評価の実績	H25文科（地方独立行政法人に対する寄付金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充）					区分 拡充

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	■拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 所期の達成目標（国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと）から新たな達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
- ④ 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）では、政策目的（法人が重要文化財等を譲渡した場合に係る所得の特別控除について、当該特別控除の対象となる譲渡先の対象に文化財保存活用支援団体を追加することで、文化財保存活用支援団体への文化財の譲渡を促進する。これにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【文部科学省の補足説明】

- ① 本評価の対象である重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地については、権利者が複数いることも多く、保存・活用の状況も一様ではないため、達成すべき水準を定量的に示すことは困難。
- ② 次回の本税制評価を実施する5年後をめどに目標達成時期を定めることを検討。
- ③ 国等や文化財保存活用支援団体への譲渡を推進すべき状況の例として、所有者等による管理が適切でない場合や、所有者等のみでの保存・活用が困難な場合等を想定している点においては前回の地方独法への対象拡充時と変わらないが、今回の法改正において文化財保存活用支援団体を新たに規定した意図並びに本税制特例の対象拡充を希望する意図を、「民間の団体を含めた地域社会総がかりでの文化財の保存・活用を図る」としているため、達成目標の記載としてこの文言を使用した。
- ④ 本特例の対象となる重要文化財等は、「我が国の歴史、文化等の正しい理解のため働くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」（文化財保護法第3条）とされており、その確実な継承を図る必要がある。一方、文化財保護法においては基本的に所有者等がその管理等の責務を負うこととされており、昨年度国等への譲渡の相談が400件あったように、高齢化等により所有者のみではその維持・管理が困難な状況が多くみられる。本税制の特例により、支援団体への譲渡が促進されることで、所有者だけでは維持管理困難な文化財等の保存・活用を促進し、文化

財の次世代への確実な継承を目指すものである。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数が把握されていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 【拡充前の対象における過去適用数※値は推計値】
 - ・平成25年度 6件
 - ・平成26年度 6件
 - ・平成27年度 6件
 - ・平成28年度 6件
 - ・平成29年度 6件

【拡充前の対象における過去適用額】

○史跡名勝天然記念物として指定された土地に係る法人からの譲渡（史跡等購入費に係る国庫補助の実績を参考にして計算）（建造物は法人への譲渡実績なし）

平成29年度

- ① 95,000,000円
- ② 6,302,000円
- ③ 97,759,000円
- ④ 31,859,000円
- ⑤ 247,041,000円
- ⑥ 91,300,000円

史跡名勝天然記念物の売却額について、②を除く5つの史跡名勝天然記念物については2,000万円以上、②は630.2万円であることから、以下のとおり。

適用額（税率をかける前の減税対象額）

$$= (2,000\text{万円} \times 5\%) + (630.2\text{万円} - 630.2\text{万円} \times 5\% \times 5\%) \\ = 10,599\text{万円} \quad \text{※小数点以下四捨五入} \quad (\text{百万円単位 : } 106\text{百万円})$$

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分と思われる点が解消されたが、過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。また、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度、31年度及び33年度の法人税）が年度ごとに予測されていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 本評価の対象である重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地については、権利者が複数いることも多く、保存・活用の状況も一様ではないうえに、文化財保存活用支援団体は市町村が指定する団体であり、年度ごとのばらつきが予測されるため、年度ごとの予測は困難。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が把握されていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 【拡充前の対象における過去減収額】

○史跡名勝天然記念物として指定された土地に係る法人からの譲渡（史跡等購入費に係る国庫補助の実績を参考にして計算）（建造物は法人への譲渡実績なし）

平成29年度

- ① 95,000,000円
- ② 6,302,000円
- ③ 97,759,000円
- ④ 31,859,000円
- ⑤ 247,041,000円
- ⑥ 91,300,000円

中小企業以外の法人として仮定し、23.2%の税率とする。

減収額（法人税）

$$= 10,599\text{万円} \times 23.2\% \text{ (中小企業以外の法人)}$$

$$= 2,459\text{万円} \quad \text{※小数点以下四捨五入 (百万円単位 : 25百万円)}$$

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分と思われる点が解消されたが、過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税並びに27年度から29年度までの法人住民税及び法人事業税）が把握されておらず、また、過去の減収額（平成29年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。さらに、過去の減収額（平成29年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（平成30年度、31年度及び33年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。
- ② 将來の減収額（平成32年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 本評価の対象である重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地については、権利者が複数いることも多く、保存・活用の状況も一様ではないうえに、文化財保存活用支援団体は市町村が指定する団体であり、年度ごとのばらつきが予測されるため、年度ごとの予測は困難。

② (別添のとおり)

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）に対する過去の効果について、「重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となっており、これにより重要な文化財等の次世代への確実な継承が図られている」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 昨年度においては重要文化財、史跡名勝天然記念物として指定された土地だけで293件（推計値）の国・地方公共団体等への譲渡がなされており（個人・法人から国等への譲渡全体）、所有者だけでは保存・活用が困難な文化財について次世代への確実な継承が図られていると言える。本税制優遇措置により、所有者が国等へ譲渡を行う際の心理的阻害要因を軽減していると考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分と思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果が年度ごとに把握されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）を明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）に対する将来の効果について、「重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となっており、これにより重要な文化財等の次世代への確実な継承が図られている」と説明されているが、定量的に予測されていない。

- ② 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）に対する将来の効果について「重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となっており、これにより重要な文化財等の次世代への確実な継承が図られている」と説明されているが、予測される将来の適用数2件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

【文部科学省の補足説明】

- ① 本特例の対象となる重要文化財等は、「我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来的文化の向上発展の基礎をなすものである」（文化財保護法第3条）とされており、その確実な継承を図る必要がある。一方、文化財保護法においては基本的に所有者等がその管理等の責務を負うこととされており、昨年度国等への譲渡の相談が400件あったように、高齢化等により所有者のみではその維持・管理が困難な状況が多くみられる。本税制の特例により、支援団体への譲渡が促進されることで、所有者だけでは維持管理困難な文化財等の保存・活用を促進し、文化財の次世代への確実な継承を目指すものである。

- ② 本税制の特例による、文化財保存活用支援団体への譲渡予測は現段階では2件であるが、税制面の措置とあわせて、さまざまな制度整備・支援を行うことで、支援団体への譲渡が促進されることが期待される。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税6)
		② 上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》 -</p> <p>《要望の内容》 個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体を追加し、以下のとおりの措置を講じる。なお、いずれも国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る。</p> <p>① 個人が重要文化財（動産又は建造物）を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、所得税を非課税</p> <p>② 個人又は法人が重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、2000万円を上限に、所得税について特別控除、法人税について損金算入</p> <p>※本評価は、②法人税についての事前評価。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法 第34条第2項第4号、第40条の2第1項、第65条の3第1項第4号</p>			
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
7	創設年度及び改正経緯		
<p>昭和45年度 国及び地方公共団体に対し史跡名勝天然記念物として指定された土地を売り渡した際の譲渡所得の特別控除の創設</p> <p>昭和50年度 土地譲渡に係る特別控除・損金算入の上限を2,000万円に引き上げ</p> <p>平成13年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合への拡充</p> <p>平成26年度 国、地方公共団体に加え、地方独立行政法人（博物館</p>			

			相当施設を設置・管理するものに限る)に売り渡した場合への拡充
8	適用又は延長期間		恒久措置要望
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人が重要文化財等を譲渡した場合に係る所得の特別控除について、当該特別控除の対象となる譲渡先の対象に文化財保存活用支援団体を追加することで、文化財保存活用支援団体への文化財の譲渡を促進する。これにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄） 第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>○未来投資戦略2018（平成30年6月15日）</p> <p>iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化 ② 文化芸術資源を核とした地域活性化 ・地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。</p> <p>○文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）（平成29年12月8日文化審議会） 文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。…その具体的な施策推進の基盤として、文化財に関するマスターープランの策定・推進を制度化することが必要である。また、マスターープランの趣旨を踏まえた公共に資する民間の活動を奨励していくことも重要である。</p> <p>エ. 民間の推進主体となる団体の位置付け (イ) 団体の業務内容と市町村への業務報告等 団体の業務内容は、地域計画に記載された文化財の保存・活用のための措置に合致する業務であり、その内容は地域の計画に応じ異なるものであるが、所有者等からの文化財管理・修理等の相談、地域の文化財の総合的な保存・活用に関する事業の実施や事業への参加、自ら文化財を取得した上での管理、調査研究の実施などが想定される。</p> <p>○文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号） (文化財保存活用支援団体の指定) 第九百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定</p>

		<p>する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(支援団体の業務)</p> <p>第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域内における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。
② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実	
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 所有者から文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡の促進を図ることにより、その散逸・滅失を防ぐとともに、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく取組の確実な実行が期待でき、文化財を核とした地域活性化に資する。</p>	
10 有効性等	① 適用数	2020 年度までの見込み: 約 2 件(別紙参照)
	② 適用額	33 百万円(別紙参照)
	③ 減収額	国税 : 8 百万円、地方税 : 5 百万円 (別紙参照)

	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となつており、これにより重要文化財等の次世代への確実な継承が図られているところ。
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。
11	⑤ 税収減を是認する理由等	今回の要望は、文化財の所有者から文化財保存活用支援団体に文化財を譲渡するインセンティブを与えるものであり、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく文化財の計画的な保存・活用が期待されることから妥当な措置である。
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例により、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用が図られるほか、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進や、文化財を核とした地域活性化への貢献が期待されるため。また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画に定められた重点地区における公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人又は法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、当該個人又は法人の譲渡所得の特別控除が措置されていることに鑑みても、税制上の所要の措置を講ずることが適当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>地方公共団体による文化財保存活用地域計画の策定支援は平成 30 年度から先行して実施しているところ。 本要望措置と合わせて実施することにより、法人が所有する文化財の譲渡と、譲渡された文化財に係る地域計画に基づく公開活用等の実施を一体的に支援することが可能となり、文化財の計画的な保存・活用の一層の促進が期待される。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>-</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 10 月 (H25 文科)

別紙

=1,220 千円

<減収見込み額の積算根拠について>

「文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充」

○法人住民税について

減収見込み額=[法人税減収額:A(1件あたりの法人税の減税見込み額)×B(目標認定計画件数)
×C(1計画あたり、1年当たりの譲渡件数)]×12.9%

Bについて

- ・認定計画件数見込み:100件

Cについて

- 1年間で有償譲渡された重要文化財等の割合:重要文化財約0.2%、土地約1.1%
- 1計画あたりの重要文化財等の件数:重要文化財約7件、土地約3件
- 1計画あたりの重要文化財(建造物)、史跡名勝天然記念物として
指定された土地の譲渡件数: $3 \times 0.011 = 0.033$ 件(C')

Aについて

■重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地に係る所得の特別控除

①重要文化財

- ・1件当たりの評価額:30,056千円(過去5年間の実績値の平均)
- ・法人税の減収見込み額は
 $20,000\text{千円} \times 23.2 / 100$ (中小法人以外の普通法人)=4,640千円

②史跡名勝天然記念物

- ・1件当たりの評価額:64,303千円(過去4年間における地方公共団体への譲渡実績により推計)
- ・法人税の減収見込み額は
 $20,000\text{千円} \times 23.2 / 100$ (中小法人以外の普通法人)=4,640千円

⇒重要文化財・史跡名勝天然記念物の平均:4,640千円(A'')

法人税減収見込み額: $4,640\text{千円} \times 100(B) \times 0.033(C') \times 1/2 = 7,656$ 千円

法人住民税減収見込み額:7,656千円×0.129=988千円

○法人事業税について

減収見込み額=法人事業税所得割の減収額(D)+法人事業税付加価値割の減収額(E)

Dについて※外形及び外形外法人に適用するものとする

$$\begin{aligned} D &= \text{法人事業税の所得割減収額} + \text{地方法人特別税の減収額} \\ &= 20,000\text{千円} \times 3.8\% + 20,000\text{千円} \times 3.8\% \times 219.9\% \\ &= 2,431\text{千円} \end{aligned}$$

Eについて※外形及び外形外法人に適用するものとする

$$E = 20,000\text{千円} \times 0.61\%$$

法人事業税減収見込み額:2,431千円+1,220千円=3,651千円

減収見込み額計:988千円+3,651千円=4,639千円

<減収見込み額の積算根拠について>

「文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充」

○法人税について

減収見込み額=A（1件あたりの法人税の減税見込み額）×B（目標認定計画件数）×C（1計画あたり、
1年当たりの譲渡件数）

Bについて

- ・認定計画件数見込み：100件

Cについて

- (1) 1年間で有償譲渡された重要文化財等の割合：重要文化財約0.2%、土地約1.1%
- (2) 1計画あたりの重要文化財等の件数：重要文化財約7件、土地約3件
- (3) 1計画あたりの重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物として
指定された土地の譲渡件数： $3 \times 0.011 = 0.033$ 件（C'）

Aについて

■重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地に係る所得の特別控除

①重要文化財

- ・1件当たりの評価額：30,056千円（過去5年間の実績値の平均）
- ・法人税の減収見込み額
 $20,000\text{千円} \times 23.2 / 100$ （中小法人以外の普通法人）=4,640千円

②史跡名勝天然記念物

- ・1件当たりの評価額：64,303千円（過去4年間における地方公共団体への譲渡実績により推計）
- ・法人税の減収見込み額
 $20,000\text{千円} \times 23.2 / 100$ （中小法人以外の普通法人）=4,640千円

⇒重要文化財、史跡名勝天然記念物の平均：4,640千円（A'）

法人税減収見込み額：4,640千円（A'）×100（B）×0.033（C'）×1/2（譲渡件数の半分が法人
からと仮定）=7,656千円

